７ 文 芸 第 ４１２ 号
令 和 ７ 年 ６ 月 22 日

公益財団法人豊橋文化振興財団
理事長　髙須　博久　様

愛知県知事　大村　秀章

税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の二第一項に規定する要件を満たしていることを証明します。

本証明書に係る有効期間は、以下のとおりです。
令和７年６月 22 日　から　令和 12 年６月 21 日　まで